日本ボランティアクラブむつごろう　会則

第一条 この会は、日本ボランティアクラブむつごろうという。

第二条 この会は、佐賀市に対して、環境に関する事業を行い、市民のマナーアップに係る問題の改善や解決をはかり、ゴミの無い街つくりを目的とする。

第三条 この会は、第二条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1)　クリークや道路のゴミ拾いの活動

(2)　ゴミの不法投棄や器物破損の情報を、佐賀市に報告する。

第四条 この会に次の役員をおく。

(1)　会長（1 名）

会長は、本会を統括し代表する。

(2)　副会長（若干名）

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3)　会計（1 名）

会計は、本会の会計の一切をつかさどる。

(4)　会長、副会長、会計、をもって役員会を構成する。

第五条 この会則に定めない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

第六条 この会は、平成 23 年 11 月 17 日から施行する。

補足

1、　危険と見なす場所では活動をしない。

2、　会費は無料とする。

3、　活動中事故に合った場合は佐賀市役所担当課に、すみやかに報告するものとする。

4、　健康でゴミ拾いをさせて頂けることに感謝すること。

5、　活動者は、自宅のゴミを持ち込まないこと。

6、　活動中に、金品を拾った場合は、速やかに警察１１０番に通報し、もし持ち主が現れない時は、又は、お礼を頂いた時は、その地区の行政に全額寄付する。